

株券等の保管及び振替に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成十三年内閣府・法務省令第五号）（第三条関係）

改正案

現行

（旧保管振替機関に適用される規定の読替え）

（旧保管振替機関に適用される規定の読替え）

第二条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号。以下この条において「改正法」という。）（附則第二条の規定により改正法による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律第三条第二項に規定する保管振替機関（以下この条において「旧保管振替機関」という。）が改正法による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律第二条第二項に規定する保管振替機関とみなされる場合におけるこの命令による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）の規定（第二条から第六条まで、第六条の六第二項、第六条の九第二項、第六条の十二から第六条の十四まで、第六条の十六、第六条の十七、第六条の十九第一項第三号、第四号及び第六号並びに第十五条第一項第一号を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十九号。以下この条において「改正法」という。）（附則第二条の規定により改正法による改正前の株券等の保管及び振替に関する法律第三条第二項に規定する保管振替機関（以下この条において「旧保管振替機関」という。）が改正法による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律第二条第二項に規定する保管振替機関とみなされる場合におけるこの命令による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）の規定（第二条から第六条まで、第六条の六第二項、第六条の九第二項、第六条の十二から第六条の十四まで、第六条の十六、第六条の十七、第六条の十九第一項第三号、第四号及び第六号並びに第十五条第一項第一号を除く。）の適用については、次の表の上欄に掲げる新規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の六第一項	商法第二百八十一条	貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び財産目録
----------	-----------	-------------------------

第六条の六第一項	商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十一条第一項	貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び財産目録
----------	-----------------------------	-------------------------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	に規定する書類
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	